

所 属	スポーツ推進課
所属長	荻田 昭憲
電 話	06-4950-0406

V2 バレーボールチーム「クボタスピアーズ」との連携協定について

1 目 的

尼崎市とV2 バレーボールチーム「クボタスピアーズ」は、相互に連携及び協力を行い、スポーツに関する取組を通じて、本市スポーツの発展に資することを目的として、連携協定を締結します。

2 協定名称・期間

- (1) 名 称 尼崎市とクボタスピアーズとの連携協力に関する協定（別紙参照）
- (2) 期 間 令和4年1月27日から1年間（1年ごとに更新）

3 主な連携内容

- (1) 児童・生徒を対象としたスポーツ教室の開催
- (2) トップアスリートの学校や地域等への派遣
- (3) 「みる」スポーツの推進
- (4) スポーツの普及、競技力の向上

4 締結式

- (1) と き 令和4年1月27日（木）午前10時30分から午前11時30分まで
- (2) と ころ 尼崎市役所 南館2階 市長室
- (3) 出席者 尼崎市長 稲村 和美
クボタスピアーズ代表 木村 一尋（きむら かずひろ） 他

5 今後の具体的な取組について

- (1) 市内中学生を対象としたバレーボール教室
- (2) 市内高校生との交流試合
- (3) ホームゲームにおける尼崎市民無料招待デーの開催



クボタスピアーズキャラクター：スッピー

以 上

尼崎市とクボタスピアーズとの連携協力に関する協定書

尼崎市（以下「甲」という。）とバレーボールチーム「クボタスピアーズ」（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、スポーツに関する取組を通じて、本市スポーツの発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関し、連携を行うものとする。

- (1) 児童・生徒を対象としたスポーツ教室の開催
- (2) トップアスリートの学校や地域等への派遣
- (3) 「みる」スポーツの推進
- (4) スポーツの普及、競技力の向上
- (5) 前各号のほか、本協定の目的のために必要と認める事項

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに、甲または乙から書面による申出がない場合は、期間満了日から更に1年間延長されるものとする。以後同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、その承認を得ないで他に漏らすことがあってはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も効力を有するものとする。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協議事項）

第6条 本協定に関して疑義が生じた場合や、定めなき事項または変更の必要が生じた事項については、甲と乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙がそれぞれ署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年1月27日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市 市長 稲村 和美

乙 大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号

クボタスピアーズ

シニアアドバイザー 木村 一尋